

纏足の歴史 II

黄 紅萍* 中里喜子**

The History of Foot Binding (part2)

Kouhei KOU and Yoshiko NAKAZATO

はじめに

纏足の歴史 I の中に、纏足の社会的背景から、纏足の興盛時期にあたる歴史の年表、心理的要因とその発展を、纏足の起源説を始め、纏足の興盛、纏足の効用、纏足の発生と発展の根本的な要因、纏足靴の材料、デザインについて追及した。今回、引き続き、天足運動（自然な足を求める運動）のきっかけ、解放足の成り行き、纏足の評価とマナーを研究し、昔の人々が纏足に対して熱狂的であったことを知ることができた。又、纏足と纏足靴の復元などを試みた。

1. 纏足の評価とマナー

(1) 纏足の等級

纏足の善し悪しも九品と纏めた。

- (a) 神品上々 — 穠纖得中、修短合度、如捧心西子、顰笑天然、不可無上、不能有二。（足の長さ、形態など適当である、その上の者がなく、そのような者は世の中に二つとない）
- (b) 妙品上中 — 弱不勝羞、瘦堪入画、如倚風垂柳、嬌欲人扶、雖尺璧粟瑕、寸珠塵類、然希世宝也。（絵の中の美人のように弱々しく、又、風に吹かれると倒れそうな感じで、欠点ははっきりしているが、世の中の希な宝である）
- (c) 仙品上下 — 骨直以立、忿執以奔、如深山学道人餐柏、雖不免郊寒島瘦、而已無煙火氣。（やや痩せているが、足の形はきちんとしている、仙人のような味が漂う）
- (d) 珍品中上 — 紆体放尾、微本濃末、如屏開孔雀、非爛炫目、然終覺尾後拖沓。（足先は細く、踵は大きく、孔雀の翼が開くような感じだが、踵が重たいのが欠点である）
- (e) 清品中中 — 走而長、暫而瘠、如飛鳧延頸、鶴唳引吭不厭其太長、差覺瘦能免俗。（少々細長いと感じる者）
- (f) 艷品中下 — 豊肉而短、寬緩而荼、如玉環霓裳一曲、掩前古、而臨風獨立、終不免「尔則任吹多少」之謂。（足が短くて、幅のある、肥えている者）
- (g) 逸品下上 — 窄亦稜稜、纖非其鋭、如朱家研山、雖一石、而有崩云墮崖之勢。（足は細くて、

* 元生活科学研究所 研修生

** 服飾美術科 被服衛生学研究室／東京家政大学博物館

繊細である。足先は尖らない者)

(h)凡品下中 — 纖似有尖、肥而近俗、如秋水紅菱、春山翠、頗覺威施蒙瑤、置之雉羣、居然鶴立。(足先は尖るが肥えて、俗っぽい者)

(i)贗品下下 — 尖非瘦形、踵則採昇、如羊欣書所謂「大婢学夫人」、雖処其位、而舉止羞澁、終不似真。(足先は尖るが、踵は下から徐々に大きくなる。足の指など一応の形は出来ているが、どう見ても贗物みたいな者)

(2) 纏足した人が避けるべき事

日常生活で、纏足した人が避けたい事が四つある：

(a)行忌翹指。(歩く時、親指を立てるのはいけない。)

(b)立忌企踵。(立つ時、踵をあげて立つのはいけない。)

(c)坐忌蕩裙。(椅子にかける時、スカートを揺るがせて動くのはいけない。)

(d)臥忌顛足。(寝る時、足が振動するのはいけない。)

女性の纏足に対して、当時の文人たちがこのように重視しているのは、当時の社会風貌そのもの(女性は笑い話の材料、玩具)である事を物語っている。

(3) 纏足と性の係わり

纏足のもう一つ効用は性との係わりがある。

纏足する女性は纏足によって、歩く姿、立位と座る姿勢等が普通の人と違うため、血液の循環と筋肉も発達も違ってくる。故に、女性の性欲も高まったと言う。纏足と性欲の関係によって、纏足の女性もエロ本のヒロインになった。纏足の神秘感ももたらした。両足は主人と愛人だけに見せられるが、普段は長いスカートとズボンに覆われている。纏足の興盛から今日まで、二～三日に一回と言う間隔で、包帯を解いて、足を水で洗って、それからすぐ包帯で巻いて、靴下を履く、ベッドに入っても、けっして素足ではない。北方地方の人は「正座」するため、靴下の底と踵に刺繍するが、南方地方の人は「あぐら」のため、靴下の甲の部分に刺繍する。古代中国では、纏足の風習は男性の間にもあった、しかし、それは女性役を演じる役者と金持ちの玩具となった場合である。清朝の李汝珍は『鏡花縁』と言う小説の中に、男性纏足の話があった。

1925年、賈逸君(カイイツクン)は『中華婦女纏足考』を出版した書の中に、清朝の時代、江蘇省の蘇州あたりに流行した「金蓮情歌」を収録してある。

「佳人房内纏金蓮、才郎移步喜連連。

「娘子阿！你的金蓮怎的小 — 宛比冬天斷笋尖、

又好像五月端陽三角菱、又是香来又是甜、

又好比六月之中香佛手、還帶玲瓏還帶尖。」

佳人聽、紅了臉、

「貪花愛色能個賤！」

問你怎樣香来怎樣甜、還要請你嘗斷笋尖。」

纏足の評価とマナーは、以上述べたように、男性の遊びの効用があったが、女性にとってはむしろ鎖である。女性は纏足によって、主人への依頼性を増し、世間離れの生活を送らなければならぬ。政治上、経済上の地位を失った。同時に人格上の尊厳も得られなくなった。

2. 天足運動 (表1参照)

中国の女性たちは約一千年前から、纏足をしてきた。纏足をする事によって、色々な仕事ができない、健康な子も生めない、その苦痛は女性たちの弱い立場によって耐えて来た。近代に入ってから、一般の人々は漸く覚悟して、ついに天足（自然の足）運動を起こした。

天足運動は近代の出来事であるが、既にその前から中国人の一部の人にこの思想が心に芽生えていた。宋朝（西暦960～1279年）の車如水（シャジャクスイ）は『脚氣集』の中に以下のように書かれている：「纏足、不知始于何時、小兒未四、五歳、無罪無辜、而使之受無限之苦、纏得小束、不知何用？」（纏足はいつから始まったか、知らないが、四、五才の子供なのに、罪を犯してもいなければ過ちもしていないのに、無限な苦痛を与えて、足を小さくするのは、どういう目的であろうか？）これは、纏足を反対した第一声である。興盛期の時代に、こういう思想が持てることはなかなか勇気のあることと感心させられる。但し、それ以降数百年、このような声は聞こえなかった。明朝の太祖 — 朱元璋でさえ、「龍庭」（リュウテイ）の座を手に入れた時、皇后の馬氏は纏足をしていなかったため、文人たちの嘲笑を絶えずに受けた。

清朝に入ると、纏足に対し禁止令は何回も降りた。順治元年（西暦1644年）、宮内では、「有以纏足女子入宮者斬」（纏足の女性が入宮したら殺す）と言う禁律があった。翌年、纏足に対して初めての禁止令が出た、順治十七年（西暦1660年）「凡有抗旨纏足者、其夫或父、杖責八十、流放三千里」（纏足禁止令に違反する人がいれば、その人の夫或いは父親は、棒で八十回も打たれ、後、三千里以上流放される）と言う禁止令を再び下した。その内容も一層厳しくなったが、それはただ言うだけだったので、漢民族の女子は纏足を続けていた。同時に満州人（清政府は満州人だった）さえ密かにまねていた。しかも、纏足の寸法は益々小さくなり、禁止令は逆効果になってしまった。康熙三年（西暦1665年）、「違者罪及父母」（違反する人にたいして、親まで追及する）と纏足を再び禁止したが、あまり実行されなかったため、康熙七年でその禁止令を撤回した。道光十一年（西暦1831年）宮内から「纏足をやめましょう」と言う勸戒（カンカイ）文があったが、結局、聞き流される結果となった。

以上は全部皇室からの禁止令だったが、人々を悟らせる文は一つもなく、あまり効果ないことがよく分かる。

その他、民間の中に纏足に反発する人もいた。乾隆（ケンリュウ）の時代、杭州の趙鈞台（チョウキンダイ）は妾を買う時、李姓の女子と出会った。その女子はきれいで、文才もあったが、纏足してないため、趙に嫌われた。そこで、李は靴を題にして、次ぎの詩を作った、「三

表1 天足運動の年表

<p>順治初年（1644年）</p>	<p>宮内では纏足の女子は入宮することができない、もし、宮内で纏足者が見つかったら、殺すという文献があった。</p>
<p>順治2年（1645年）～ 順治17年（1660年）</p>	<p>纏足に対して初めての禁止令がこの年にあった、その内容は、禁止令に逆らう者は、その人の夫或いは父から、板で80回も打たれ、それから、流放3,000里と言われた。それはただ言うだけだったから、漢民族の女子は纏足がまだ続いた、同時に、満州人さえ密かにまねていた。しかも、纏足の寸法は益々小さくなり、禁止令は逆効果になってしまった。</p>
<p>康熙（コウキ）3年 （1665年）</p>	<p>纏足を禁止すると言う皇帝令を下したが、あまり実行されなかったため、康熙7年で撤回した。その時、纏足は最盛期に至った。</p>
<p>道光（ドウコウ）11年 （1831年）</p>	<p>「宮内から纏足をやめましょう」と言う勸戒（カンカイ）文があったが、結局、聞き流される結果となった。</p>
<p>太平天国 （1850年～1878年）</p>	<p>纏足の禁止令が、初めて人の心を動かした。ただし、漢民族の女子はあまり出掛けないため、出掛けるにしてもかごに乗って行くから、纏足を続けた。</p>
<p>光緒（コウショ）8年 （1882年）</p>	<p>この年、康有為氏が「不纏足の会」の設立案を提議したが、甲午戦争後、光緒22年に入ってからようやく設立された。光緒23年、康有為の弟子である梁啓超氏は光緒帝に呈した「変法通論」と言う文章の中、纏足を廃止すべきだと言う主張を強調した。</p>
<p>戊戌（ボジュツ）政変 （1898年）</p>	<p>この政変は天足運動の転機となった。天足運動は戊戌以前の個人運動と少数人の覚悟から、戊戌以後の団体運動と普遍覚悟に変わった。だから、戊戌政変は天足運動の岐点と見なされる。</p>
<p>光緒29年 （1903年）</p>	<p>「女界鐘」と言う女権を尊重する雑誌が初めて出版され、この雑誌の中に纏足する行為は愚痴であると指摘し、纏足は中国人の恥だ、天足しようと呼び掛けた。ただし、一般の人々は纏足の愚かさを知りながら、嫁ぐことを考えると纏足を辞めるわけには行かなかった。</p>
<p>清朝滅亡、民国の初 （1911年）</p>	<p>辛亥革命から、男性の辮髪と女性の纏足等が強く批判され、また、強引な廃止令が出ることによって、辮髪する人は少なくなり、纏足もだんだん少なくなった。まず、纏足の区域はだんだん縮小され、町は農村より早く、沿岸地方は内陸より早く、次ぎは、幼い娘及び若い女子は纏足をしなくなり、最後に成人女性の足は解放され、「解放足」になった。解放後、女性の足の寸法は3寸～4寸から4寸～5寸までに戻った。靴の踵はなくなり、靴の底も平となり、後に普通の靴の中を綿で調整して、普通の靴を履くようになった。</p>

寸弓靴自古無、観音大士赤双趺、不知裏足従何起、起自天下賤丈夫。」（昔は三寸「金蓮」がなかった、観音様さえ素足、纏足はいつ始まったか分からないが、きっかけは恐らく天下の卑し

い男であろう) この事を知った友人 — 袁子才 (エンシサイ) は趙に手紙を出した。その内容は: 「女貴娉婷、其所以娉婷者、為其領如螭螭、腰如約素耳、非謂其站立不穩也。倘弓足三寸、而縮頸粗腰、可能望其凌波微步、姍々來遲否?」(女性は美しいスタイルであることが望ましい、美しいスタイルというのは、首は細長く、腰はほっそりした感じで、しかも、立つ姿勢は穏やかであること。もし、三寸「金蓮」で、首が縮んで腰も太い人であれば、「凌波仙子」のように歩くことができるであろうか?) この手紙から、袁の解放的な考え方が見える。

それから、ずっと清朝の中頃に入ってから、社会基盤の動揺と西方「人権」主義思想の浸入により、人々の心は始めて揺れ動いた。反対に「皇権」の時代に、女権を尊重しよう、「天足」しようと言い出した。纏足の風習に対しても猛烈に批判された。

「人生不幸作女子身、更不幸而為中国之女子、戕賊肢体、迫束筋骸、血肉淋漓、如膺大戮、如負重疾、如構沈災、稚年罹剥膚之害、毕世嬰刖足之罪、氣質虛弱者、因此傷生、……即幸全性命、亦曰安克操持?偶有水火盜賊之災、則步履艱難、座以待斃。戕伐生質以為美觀、作無益以為有益、是為誨淫之尤。」(人生の中に女性として、生まれるのは不幸であるが、もっと不幸なのは中国の女性として生まれることである。体の骨、筋などを血だらけになるまでいじる。刑罰を受け、重病に罹り、大きな災害に遭うようで、幼い頃からそれらの苦を負う、一生、その足を切るような害を受け、体質の弱い者は命まで失う……命だけでも残される人は幸いと言えよう。このようにして、安らかに暮らすことができるのか、疑問である。突然に水害、火災、盗難などに遭ったら、歩きにくい体のため、ただ、座って死ぬのを待つだけでしょう。身に傷つけるのが美であり、無益を有益とし、これは淫を教えることで、よくない) これは、清朝の同治(ドウジ)年(西暦1862~1875年)、光緒(コウシヨ)年(西暦1875~1908年)の時代に、鄭観応(ジュウカンイン)は『盛世危言』の中に書かれている、纏足に対する批判文の一部である。

嘉慶(カケイ)年(西暦1796~1826年)の時、李汝珍(リジョチン)も「天足運動」の一人である。彼は『鏡花縁』の中に、「……始纏之時、其女百般痛苦、撫足哀号、甚至皮腐肉敗、鮮血淋漓。當此之際、夜不成寐、食不下咽、種々疾病、由此而生。小子以為此女或有不肖、其母不忍置之于死、故為此法以治之。誰知系為美觀而設、若不如此、即不為美?試問鼻大者削之使小、額高則削之使平、人必謂其殘廢之人。何以兩足殘缺、步履艱難、却又為美?即如西子王嬙皆絕世佳人、彼時又何嘗將其兩足削去一半?況細推其由、与造淫具何異?此聖人之所必誅、賢者之所不取。」(始めて纏足をする時、非常に痛々しく見えた、皮膚や肉が腐り、血が沢山出たりして、この子は両足を抱えて激しく泣いた。この際夜は眠れないし、食事も取りたくない、色々な病気がここから始まる。最初私は、この子が美貌ではないから、彼女の母親は彼女を殺すのに忍びがたいから、この方法で罰を与えたと思ったが、実はより美しくなるためであると言われた。もしも、こういうふうにしないと、美しくないのであれば、お聞きしたいが、鼻が大きい場合は削って小さくする?額が高い場合は削って平らにする?そうしたら、皆、障害者

になるじゃないか。何故、両足を残傷して、歩きにくい状態にするのが美であるか？西子王嬙は皆、絶世の美人でありながら、足を半分に削ったか？纏足の由来を考えると、これは淫具づくりと何が違う？聖人は必ず纏足を滅亡させるであろう。賢い人は選ばないでしょう」と纏足の苦痛を極力描写した。

太平天国（西暦1850～1878年）の時、都を南京に移した。後、女館（女性の活動する所）を設け、女官を募り、「禁纏足令」を頒布した。この頃から禁止令により人の心が打たれた。しかし、漢民族の女子はあまり外出しないし、出かけるにしてもかごに乗って行くため、纏足を続ける条件は備えていた。

光緒（コウショ）八年（西暦1882年）康有為（コウユウイ）氏が広東で「不纏足の会」を設立の案を提議したが、甲午（コウゴ）戦争後、光緒二十二年に入ってから漸く設立された。「不纏足の会」に加入する会則が細かく書かれていた。今から見ても味のある会則である。その会則を以下に記す。

「此会之設、原為纏足之風、本非人情所樂、徒以習俗既久、苟不如此、即難以摺婚、故特創此会、使会中同志、可以互通婚淵、無所顧慮、庶几流風漸広、革此澆風：（この会の設立は、人情でやるのではなく、纏足風習その事に対してやらざるを得ないからである。もし、そのようにしないと、纏足しない人は結婚しにくくなる。そこで、この会の設立に通じて、煩わしい風習を捨てることができ、会員同士は結婚する道を歩むことができる。）

- (1)凡入会人所生女子、不得纏足。（入会する人の娘は纏足をしてはいけない。）
- (2)凡入会人所生男子、不得娶纏足之女。（入会する人の息子は、纏足する女性と結婚してはいけない。）
- (3)凡入会人所生女子、其已經纏足者、如在八歳以下、須一律放解、如在九歳以上不能放解者、須于会籍報明、方準其与会中人婚。（入会する人の娘は既に、纏足している者であれば、八才以下は、一律解放すること。九才以上で、解放できない人には、入会する時、説明した上、会の中の人と結婚を許す。）
- (4)凡入会者、書其姓名、年歳、籍貫、居寓、仕履、及妻之姓、子女之名、以備刊登会籍之用。（入会する人は、自分の名前、年齢、戸籍、住所、仕事、及び妻の姓、子供の名前等を登録する。）
- (5)凡入会后所生子女、当隨時絡続報名、以備続刊会籍。」（入会后生まれる子供は、随時登録する。）

この会は、短期間の内に一万人以上の会員を集めた。広がりつつある風習を抑えることができた。

光緒二十三年、康有為の弟子である梁啓超（リョウケイチョウ）は光緒帝に呈した『变法通論』と言う文章の中に、纏足の害を陳述し、纏足を廃止すべきだと強調した。当時、康、梁の話によって、一般の人々は纏足の害を知っていても、やはり結婚の事を考えると、多くの人は

やめられなかった。

1898年の戊戌（ボジュツ）政変は天足の転機となり、上海が初め、天足会と不纏足会を設立した後、地方各地も徐々に応じるようになった、その他、外国の教会も積極的に勧誘した。

光緒二十九年（西暦1903年）『女界鐘』と言う女権を尊重する雑誌が初めて出版され、この雑誌の中に纏足する行為は愚かであると指摘し、纏足は中国人の恥だ、天足にしようと呼びかけた。多くの知識人も民国に入るまで絶え間なく反対した上、人々の間に「小脚一双、眼淚兩缸」と言う認識もあるようになった。特に辛亥（シンガイ）革命（西暦1911年）後、男性の辮髪と女性の纏足等が強く批判され、又、強引な廃止令を出すことによって、辮髪する人は少なくなったが、纏足もだんだん少なくなり、まず、纏足の区域はだんだん縮小され、町は農村より早く、沿岸地方は内陸より早く、次ぎは、幼い娘及び若い女子は纏足をしなくなり、最後に、成人女性の足は解放され、別名「解放足」になった。解放後、女子の足の寸法は元来の3～4寸から4～5寸までに戻った。靴の踵はなくなり、靴の底も平らとなり、後、普通の靴をわたくし調整して履くようになった。1940年代前後、町で見かける「三寸金蓮」は辛亥革命前の遺物である。しかし、当時、中国の西北と西南地方の少数民族あたりは、纏足はまだ流行している。これは、文化の遅れ、経済の未発達、外来の影響の少なさと直接結びつけられる。

以上、天足運動の発生、発展とその背景を述べたが、まとめると天足運動に二つの趨勢が現われた。

- (1) 戊戌（ボジュツ）政変以前は個人運動であり、戊戌以後は団体運動に変わった。
- (2) 戊戌政変以前は纏足の害について、少人数の人が目覚めていた、戊戌以後は大勢の人が目覚めるようになった。

故に、戊戌政変は天足運動の転換期である。

3. 纏足と纏足靴の復元

収集したデータや参考文献⁶⁾に基づき、纏足した足を紙粘土で復元し^(写真4参照)、この上に生地をのせ^(写真1参照)、立体的に裁断して原型を取り^(図1参照)、清代の纏足婦女の尖頭弓鞋のデザインを参考⁷⁾にして製作した^(図2、3参照)。写真2-1はその纏足靴の裁断布である、写真2-2～2-5及び写真3は製作の段階写真である。写真4は復元した纏足靴の完成写真である。

まとめ

纏足の歴史Ⅰ・Ⅱの中に述べたように、纏足は歴史上、一つの側面として、多くの物が映し出される。それは帝王の威厳と上流社会の生活の贅沢さ、男尊女卑の世界、男性の遊び心、女性自身の弱さ等である。又、清朝まで、世間で女性の足に対する厳しさが減ることもなく、むしろ、年々厳しくなる一方であった。いうまでもなく、こんな環境の中に、女性の心が益々歪んで行くのは当然のことと考えられるが、そのような社会背景の中でも、自分の纏足靴を美

しい色の布・美しい配色の刺繍で飾り、美を追及しながら、一つ一つ、手仕事で作りに上げて行くところに、女性らしい心が痛い程伝わって来る。後、天足運動がなかなか起こりにくいのも、その面影が根強く、人々の心の中に烙印した証である。

参考文献

- 1) 駱 榮騷：中国鞋文化史、上海科技出版社、上海（1990）
- 2) 駱 新、姚 莽：衣冠滄桑、農村讀物出版社、上海（1991）
- 3) 高 洪興、徐 錦鈞、張 強：婦女風俗考、上海文芸出版社、上海
- 4) 袁 杰英：中国歴代服飾史、高等教育出版社、上海
- 5) 張 国栄：唐詩三百首訳解、中国文聯出版公司、北京（1987）
- 6) 川端 厚子：中国における漢民族女性の纏足に関する研究、大阪信愛女学院短期大学紀要第22集（1988）
- 7) 周 汛、高 春明、栗城 延江：中国五千年女性装飾史、京都書院、京都（1993）

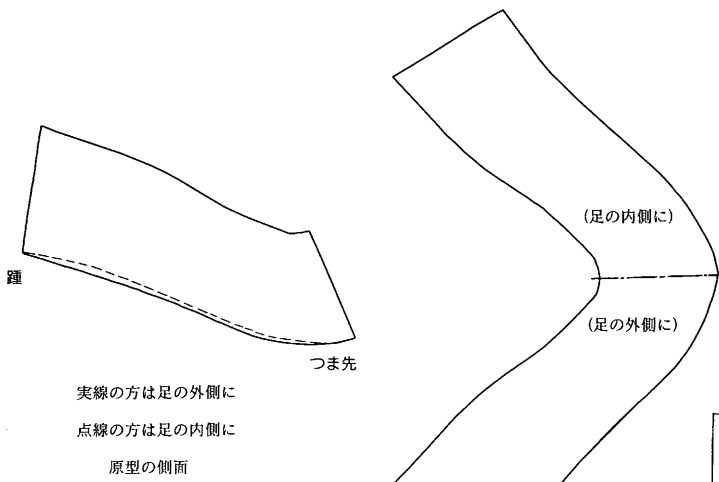


図1 原形の展開図

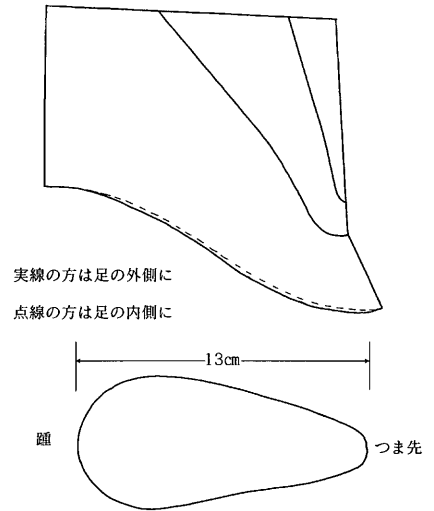


図2 纏足靴の側面図と底面

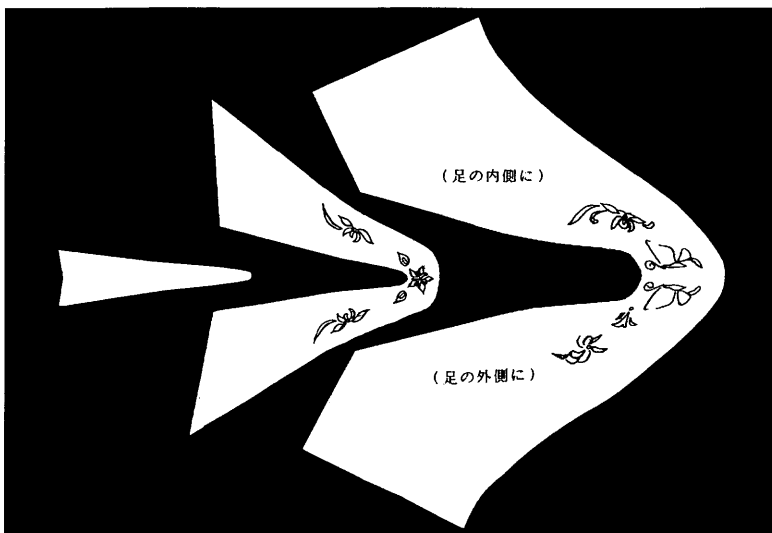


図3 纏足靴の裁断図

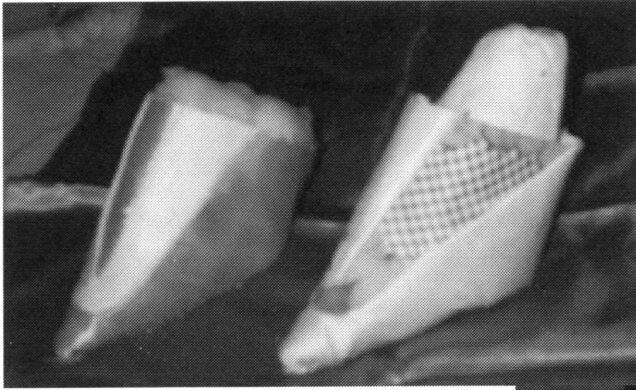


写真1 立体裁断による補正

1-1

1-2

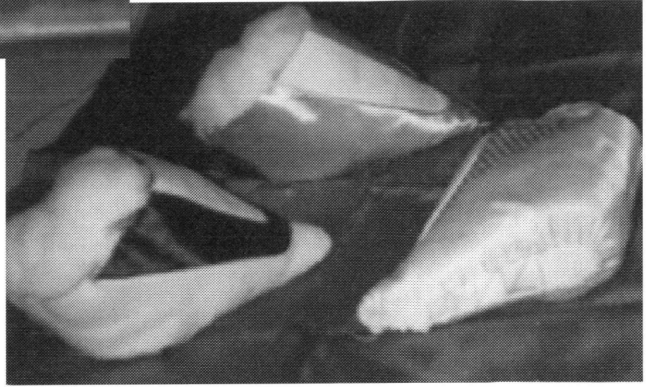
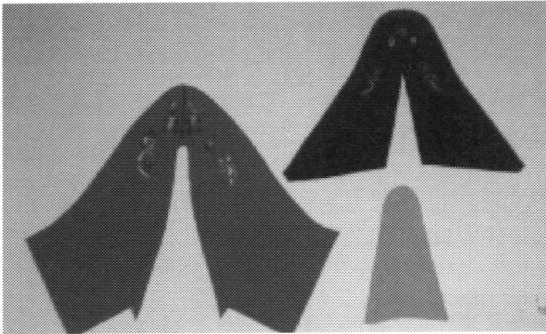
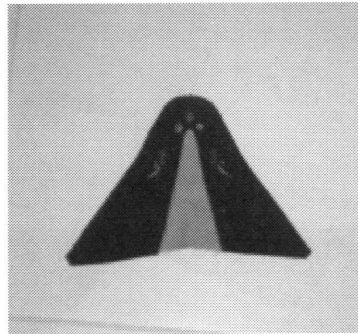


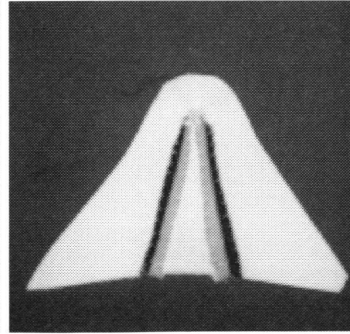
写真2 製作段階



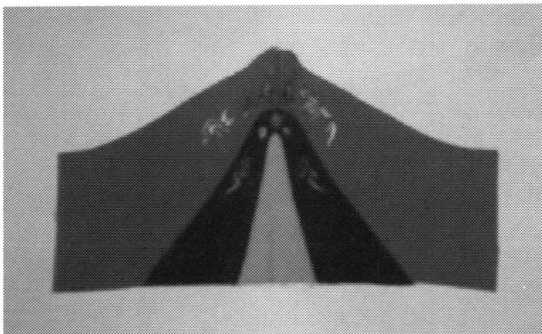
2-1



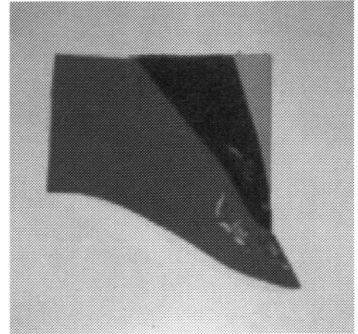
2-2



2-3



2-4



2-5

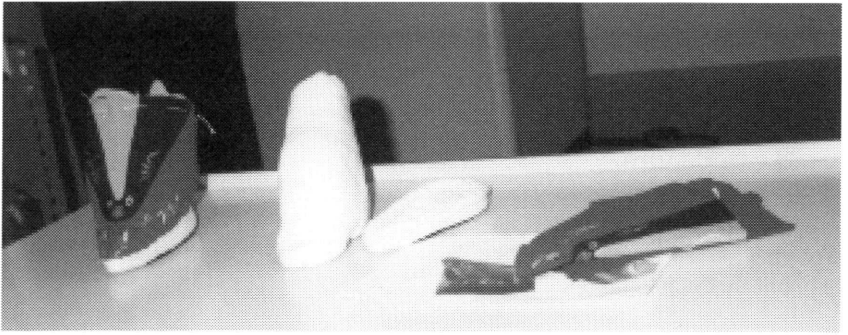


写真3 縫合



写真4 完成